

総財公第77号
令和2年4月1日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務副大臣 長谷川 岳
(公 印 省 略)

令和2年度の地方公営企業繰出金について（通知）

標記の件につきまして、別紙のとおり定めましたので、通知します。

(別紙)

令和2年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

第1 上水道事業

1 消火栓等に要する経費

(1) 趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

2 公共施設における無償給水に要する経費

(1) 趣旨

公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公共施設において水道を無償で公共の用に供するための施設の設置及び管理に要する経費に相当する額とする。

3 上水道の出資に要する経費

(1) 趣旨

上水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るための出資に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる額の合計額とする。

ア 国庫補助（生活基盤施設耐震化等交付金（以下第1において「交付金」という。）を財源とした都道府県補助を含む。）の対象となった水道水源施設及び水道広域化施設に係る建設改良費の3分の1

イ 国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費の3分の1（建設時に出資を行った場合については30分の7）に相当する企業債に係る元利償還金及び独立行政法人水資源機構に対する負担金の3分の1

ウ 国庫補助の対象となった水道広域化施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものに限る。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費（超過率の適用があったものについては当該建設改良費に超過率を乗じて得た額）の3分の1（建設時に出資を行った場合については30分の7）に相当する企業債に係る元利償還金

エ 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財営第85号、生食発第0125第4号）により策定した「水道広域化推進プラン」に基づき広域化のために実施する地方単独事業並びに交付金のうち広域化事業、運営基盤強化等事業及び水道施設共同化事業として補助を受けた事業に要する経費（当該施設の建設改良費に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。以下3において同じ。）の2分の1

オ 国庫補助（交付金を財源とした都道府県補助を含み、飛地区域簡易水道及び給水区域内無水源地域簡易水道に係る国庫補助に限る。）の対象となった未普及地域解消に資する施設に係る建設改良費の3分の1

カ 次に掲げる災害・安全対策事業に係る事業費

（ア）次に掲げる事業のうち、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地区（人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区）を給水区域に含む水道事業者が、災害対策の観点から実施するもの

① 送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、

緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（主として施設運転用電力に係るものに限る。）に係る事業費の2分の1

なお、いずれの事業においても更新・改築事業を除くものとする。

② 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象とする。ただし、耐用年数を経過した施設の更新・改築事業は除く。）に係る事業費の4分の1

③ 前年度末時点で「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した末端給水事業者が実施する水道管路（交付金のうち水道管路緊急改善事業の対象となる管路に限る。）の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの4分の1

この場合、耐震化事業費のうち通常の耐震化事業とは、当該団体の平成27年度から平成29年度の3か年に実施した耐震化事業費の平均をいうものであること

④ ③の末端給水事業者のうち、前々年度における有収水量1^m当たりの給水収益（以下「供給単価」という。）が182円以上であって、有収水量1^m当たりの資本費が148円以上又は有収水量1^m当たりの資本費が111円以上かつ有収水量1^m当たりの管路延長が0.108m以上のものについては、③の耐震化事業に係る事業費のうち通常の耐震化事業に上積みして実施するものの2分の1

(イ) 土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）に係る事業費の2分の1

(ウ) 津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域等における防水扉及び止水堰、その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業（更新・改築事業を除く。）に係る事業費の2分の1

(エ) 公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場の施設整備事業のうち次のいずれかの要件を満たすものに係る事業費の2分の1

① 水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている、又は超えるおそれがあること

② クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するため

の膜ろ過施設又は紫外線処理施設を整備する場合において、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在し、それらが検出されるおそれがあること

ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること

4 上水道の水源開発に要する経費

(1) 趣旨

ダム等の水源開発施設の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債元利償還金及び独立行政法人水資源機構に対する負担金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

国庫補助の対象となった水道水源施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものを除く。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費の3分の1（建設時に出資を行った場合については30分の7）に相当する企業債に係る元利償還金及び独立行政法人水資源機構に対する負担金の3分の1とする。

5 上水道の広域化対策に要する経費

(1) 趣旨

上水道の広域経営を促進するため、基幹施設の建設を行った都道府県営上水道事業等に対し、企業債元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

国庫補助の対象となった水道広域化施設（当該施設の建設改良に係る費用が建設仮勘定に計上されているものを除く。）に係る平成元年度以前の各年度における建設改良費（超過率の適用があったものについては当該建設改良費に超過率を乗じて得た額）の3分の1（建設時に出資を行った場合については30分の7）に相当する企業債に係る元利償還金とする。

6 上水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる上水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

(ア) 末端給水事業のうち前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費が 148 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの給水原価が 261 円以上の事業

(イ) 複数の簡易水道事業が事業統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が事業統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であって、平成 27 年 4 月 2 日以降に給水を開始したもののうち、事業統合前の上水道事業が（ア）を満たす場合又は事業統合前の簡易水道事業が第 6 の 2（2）アに定める要件を満たす場合

(ウ) 複数の上水道事業（統合水道を含む。）又は簡易水道事業が市町村の区域を超えて経営統合して設置された上水道事業（以下「広域水道」という。）であって、平成 30 年 4 月 2 日以降に給水を開始したもののうち、経営統合前の上水道事業が（ア）を満たす場合、経営統合前の統合水道が（イ）を満たす場合又は経営統合前の簡易水道事業が第 6 の 2（2）アに定める要件を満たす場合

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア（ア）に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの資本費のうち 148 円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額（供給単価が 182 円未満の場合は当該乗じて得た額に 0.6 を乗じて得た額）

(イ) ア（イ）に該当する事業については、事業統合前の上水道事業又は簡易水道事業がなお事業統合前の給水区域をもって存続した場合に（ア）又は第 6 の 2（2）により算定した基準額の合計額から統合水道に係る（ア）により算定した基準額（基準額が生じない場合は 0）を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 1 年目から 5 年目までの年度	1.0
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して 6 年目の年度	0.9

給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して7年目の年度	0.7
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して8年目の年度	0.5
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して9年目の年度	0.3
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して10年目の年度	0.1

(ウ) ア(ウ)に該当する事業については、経営統合前の上水道事業、簡易水道事業又は統合水道が、なお経営統合前の給水区域をもって存続した場合にそれぞれ(ア)又は第6の2(2)により算定した基準額の合計額から統合水道に係る(ア)により算定した基準額(基準額が生じない場合は0)を控除した額に、(イ)の表の率を乗じて得た額

7 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

統合水道の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 統合水道に係る事業統合前の第6の1(2)アただし書に規定する簡易水道の建設改良費(当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。イにおいて同じ。)について発行された企業債に係る元利償還金に相当する額

イ 統合水道に係る事業統合前の第6の1(2)イに規定する簡易水道の建設改良費について発行された企業債に係る元利償還金の2分の1

8 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

(1) 趣旨

経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債(上水道事業分)の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助（交付金を財源とした都道府県補助を含む。ただし、簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業に係るものに限る。）の対象となった事業統合後に実施する建設改良（平成 19 年度以降に事業統合したものに限る。）のために発行された企業債（上水道事業分）に係る元利償還金の 2 分の 1（ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条に規定する辺地において事業統合後に実施する建設改良のために発行された企業債に係る元利償還金にあつては 5 分の 3）とする。

第 2 中水道事業

中水道の建設改良に要する経費

（1）趣旨

中水道事業の資本費負担の軽減を図るため、単独事業に係る企業債（平成 15 年度以前に発行したものに限る。）の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

（2）繰出しの基準

単独事業に係る企業債（平成 15 年度以前に発行したものに限る。）の元利償還金の 2 分の 1 とする。

第 3 工業用水道事業

消火栓等に要する経費

（1）趣旨

公共消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費について一般会計が負担するための経費である。

（2）繰出しの基準

消火栓の設置及び管理に要する経費、消火栓の設置に伴う水道管の増設、口径の増大等に要する経費等に相当する額とする。

第 4 交通事業

1 軌道撤去及び路面復旧等に要する経費

（1）趣旨

軌道事業の経営以外の理由により必要を生じた軌道敷の維持、修繕及び改良（以下「軌道敷の維持等」という。）並びに軌道の撤去及びこれに伴う路面の復旧（以下「軌道の撤去等」という。）に要する経費に

ついて一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

軌道事業の用に供する車両以外の車両が通行することにより必要を生じた軌道敷の維持等及び道路における交通の混雑を緩和するため当該軌道事業を経営する地方公共団体の長が必要と認めた場合に行う軌道の撤去等に要する経費並びに軌道の撤去等に係る企業債元利償還金に相当する額とする。

2 L R Tシステムの整備に要する経費

(1) 趣旨

高機能路面電車システムであるL R Tシステムの構築を促進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助事業の対象となったL R Tシステム整備事業に係る建設改良費の4分の1とする。

3 地下高速鉄道等の出資に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業、ニュータウン鉄道事業、都市モノレール事業及び新交通システム事業の経営基盤の強化を図るための出資に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良費（ニュータウン鉄道に係る開発者負担金を除く。）の20%とする（地下高速鉄道等の防災・安全対策に要する経費のうち出資に要する経費を除く。）。

4 地下高速鉄道の建設に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となった地下高速鉄道整備事業に係る工事又は資産（車両を除く。）の取得に要する経費（総係費及び建設仮勘定利子を除く。輸送力増強を目的とする大規模改良工事にあつては、その2分の1とする。）に102%を乗じて得た額の80%とする。
イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に35%を乗じて得た額とする。

5 地下高速鉄道の緊急整備に要する経費

(1) 趣旨

地下鉄緊急整備事業実施要綱（平成6年3月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）による地下鉄緊急整備計画に基づき実施する路線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地下鉄緊急整備計画に基づき実施した地下鉄緊急整備単独事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る元利償還金の3分の2とする。

6 ニュータウン鉄道の建設に要する経費

(1) 趣旨

ニュータウン鉄道の資本費負担の軽減を図り、その建設を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、国庫補助の対象となったニュータウン鉄道整備事業に係る工事又は資産（車両を除く。）の取得に要する経費（総係費、建設仮勘定利子及び開発者負担金を除く。）の80%とする。

イ 繰出しの基準額は、当該建設改良費に15%を乗じて得た額とする。

7 地方空港アクセス鉄道の整備に要する経費

(1) 趣旨

地方空港アクセス鉄道整備事業実施要綱（平成9年4月21日付け自治企一第36号）による地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する路線の整備に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地方空港アクセス鉄道整備計画に基づき実施する事業とする。

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

① 出資に要する経費

当該事業費の20%

② 建設に要する経費

当該事業費から出資に要する経費を除く額について発行された企業債に係る利子支払額の50%

8 地下鉄等防災・安全対策に要する経費

(1) 趣旨

地下鉄等防災・安全対策事業実施要綱（平成 18 年 3 月 31 日付け総財企第 70 号）による地下鉄等防災・安全対策事業に関する整備計画に基づき実施する事業に係る建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象は、地下鉄等防災・安全対策事業に関する整備計画に基づき実施する事業とする。

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

① 地方単独事業に係る出資に要する経費

当該事業費の 20%

② 地方単独事業に係る建設に要する経費

当該事業費から出資に要する経費を除いた額の 35%

9 地下高速鉄道の利子負担の軽減に要する経費

(1) 趣旨

地下高速鉄道事業の経営改善を図るための企業債の利子負担の軽減に要する経費である。

(2) 繰出しの基準

次に掲げる額の合計額とする。

ア 昭和 58 年度以降発行した地下鉄事業特例債の元金償還金

イ 平成 15 年度から平成 24 年度までに発行した地下鉄事業特例債の利子支払額のうち、当該特例債の利子の年率に相当する利率（1.2%を限度とする。）として計算して得た額

10 地下鉄事業経営健全化対策に要する経費

(1) 趣旨

「地下鉄事業の経営健全化について」（平成 15 年 4 月 21 日付け総財企第 70 号）に基づく不良債務の解消のための繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの基準

地下鉄事業経営健全化対策における地下鉄事業経営健全化計画又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 23 条に基づく経営健全化計画において、不良債務の解消及びその発生の抑制を図るために一般会計から繰り入れることとされている額のうち、地

下鉄事業経営健全化対策において地方債をもって財源とすることができることとされている額の範囲内とする。

1 1 バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費

(1) 趣旨

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

バス事業の職員に係る共済追加費用の負担額とする。

1 2 バス事業、路面電車事業及び船舶運航事業のバリアフリー化の促進に要する経費

(1) 趣旨

バス事業、路面電車事業及び船舶運航事業のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー型車両及び船舶の導入に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

次に掲げる額の合計額とする。

ア 国庫補助の対象となったバリアフリー型車両（リフト付きバス車両に限る。）導入費のうち、一般車両を導入する場合に比して増嵩する額（国庫補助金を除く。）

イ バリアフリー型車両導入のために発行された企業債（令和元年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）又はバリアフリー型船舶導入のために発行された企業債（平成30年度以前に同意又は許可を得たものに限る。）の元利償還金のうち、一般車両等を導入する場合に比して増嵩する経費に相当する額

第5 病院事業

1 病院の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院の建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫（県）補助金等の特定財源を除く。以下同じ。）及び企業債元利償還金（P F I 事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改

良費及び企業債元利償還金の2分の1（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあつては3分の2）を基準とする。）とする。

2 へき地医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

へき地における医療の確保を図るために必要な経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 不採算地区病院の運営に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区病院（不採算地区（当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径5キロメートル以内の人口が10万人未満の地区をいう。以下4において同じ。）に所在する病院であつて、許可病床数が150床未満（感染症病床を除く。）のもの。）の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

4 不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費

(1) 趣旨

不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持するための経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

不採算地区に所在する許可病床数が100床以上500床未満（感染症病床を除く。）の病院であつて、次のア及びイを満たすものについて、その

機能を維持するために特に必要となる経費（3に掲げる経費を除く。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

ア 都道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置付けられていること。

イ へき地拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

5 結核医療に要する経費

(1) 趣旨

結核医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第3号に規定する結核病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

6 精神医療に要する経費

(1) 趣旨

精神医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

7 感染症医療に要する経費

(1) 趣旨

感染症医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

8 リハビリテーション医療に要する経費

(1) 趣旨

リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

9 周産期医療に要する経費

(1) 趣旨

周産期医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

周産期医療の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

10 小児医療に要する経費

(1) 趣旨

小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

小児医療（小児救急医療を除く。）の用に供する病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 救急医療の確保に要する経費

(1) 趣旨

救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された救急病院（以下「救急告示病院」という。）又は「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日付け医発第692号）に基づく救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院事業若しくは小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とする。

イ 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設（通常

の診療に必要な施設を上回る施設)の整備(耐震改修を含む。)に要する経費に相当する額とする。

① 医療法第30条の4第1項に基づく医療計画に定められている災害拠点病院(以下「災害拠点病院」という。)

② 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所にある病院

③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等

ウ 災害拠点病院又は救急告示病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等(通常の診療に必要な診療用具、診療材料、薬品、水及び食料等を上回るものをいう。)の備蓄に要する経費に相当する額とする。

1.2 高度医療に要する経費

(1) 趣旨

高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるを得ないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1.3 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1.4 院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1.5 公立病院附属診療所の運営に要する経費

(1) 趣旨

公立病院附属診療所の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1.6 保健衛生行政事務に要する経費

(1) 趣旨

集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1.7 経営基盤強化対策に要する経費

(1) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費

ア 趣旨

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1とする。

(2) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

ア 趣旨

病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1とする。

(3) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

ア 趣旨

病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号。以下「施行法」という。）の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計（施行法の施行日以降に事業を開始した病院事業会計を含む。）に係る共済追加費用の負担額の一部とする。

（4）公立病院改革の推進に要する経費

ア 趣旨

「公立病院改革の推進について」（平成27年3月31日付け総財準第59号）に基づく新公立病院改革プラン（以下「新改革プラン」という。）の実施に伴い必要な経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

- ① 新改革プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費とする。
- ② 新改革プラン（当分の間、「公立病院改革ガイドラインについて」（平成19年12月24日付け総財経第134号）に基づく公立病院改革プラン（以下「前改革プラン」という。）を含む。以下③及び④において同じ。）に基づく公立病院の再編等に伴い必要となる施設の除却等に要する経費及び施設の除却等に係る企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
- ③ 新改革プランに基づく再編・ネットワーク化に伴い、新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費（④及び⑤の経費を除く。）とする。
- ④ 新改革プランに基づく公立病院の再編等（財政通知に基づき再編・ネットワーク化計画を提出したものに限る。）に伴い、新たに必要となる建設改良費及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（第5の1（2）の基準に関わらず、建設改良費及び企業債元利償還金の3分の2を基準とする。）とする（ただし、⑤に定める出資を行う場合を除く。）。
- ⑤ 前改革プランに基づく公立病院の再編等に伴い、新たに必要とな

る建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費とする。

(5) 医師確保対策に要する経費

ア 医師の勤務環境の改善に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額とする。

イ 医師の派遣等に要する経費

(ア) 趣旨

公立病院における医師の確保を図るため、公立病院への医師の派遣及び医師の派遣を受けることに要する経費について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

- ① 公立病院への医師の派遣に要する経費とする。
- ② 公立病院において医師の派遣を受けることに要する経費とする。

ウ 遠隔医療システムの導入に要する経費

(ア) 趣旨

遠隔医療システムの導入に要する経費（企業債をもって財源とすることができるものを除く。）について繰り出すための経費である。

(イ) 繰出しの基準

遠隔医療システムの導入に要する経費（企業債をもって財源とすることができるものを除く。）とする。

第6 簡易水道事業

1 簡易水道の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は次に掲げる額の合計額とする。

ア 簡易水道の建設改良費（当該簡易水道の建設改良に係る国庫補助金等の企業債以外の特定財源を除く。）の10%

ただし、平成14年度から令和2年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

イ 建設改良に係る企業債元利償還金の2分の1（3の簡易水道未普及解消緊急対策事業に係る企業債元利償還金を除く。）

2 簡易水道の高料金対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない簡易水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、前々年度における有収水量1 m³当たりの資本費が153円以上かつ供給単価が176円以上の事業のうち、前年度末時点で経営戦略を策定している事業とする。

イ 繰出しの基準額は、前々年度における有収水量1 m³当たりの資本費のうち153円を超える額に、前々年度における年間有収水量を乗じて得られる額の2分の1とする。

ただし、海水淡水化施設を保有する簡易水道事業にあつては次に掲げる額の合計額を加えるものとする。

- ① 前年度における当該施設の稼働に要した電気料金
- ② 当該年度における逆浸透膜の交換に要した経費

3 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費

(1) 趣旨

水道未普及地域の解消を図るために実施した配水支管の整備事業に係る企業債元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる簡易水道事業は、平成12年度以前に簡易水道未普及解消緊急対策事業実施要綱（平成10年4月1日付け厚生省発生衛第46号及び自治企二第46号共同通知）による簡易水道未普及解消緊急対策事業計画に基づき実施した事業とする。

イ 繰出しの基準額は、当該事業に係る企業債の元利償還金の3分の2

とする。

4 簡易水道の事業統合推進に要する経費

(1) 趣旨

経営の効率化等を図る観点から簡易水道事業を事業統合するために要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

事業統合推進に要する経費の2分の1とする。

5 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から簡易水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の1とする。

第7 市場事業

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(1) 趣旨

卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

第8 下水道事業

1 雨水処理に要する経費

(1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

2 分流式下水道等に要する経費

(1) 趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出し基準の運用について」（昭和56年6月5日付け自治準企第153号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

3 流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨

広域的な水質保全を図る観点から流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号イに該当するものに限る。）の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から当該建設改良に係る国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%（単独事業に係るものにあつては10%）、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%（単独事業に係るものにあつては10%）とする。ただし、平成12年度から令和2年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。

5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

(1) 趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。

6 不明水の処理に要する経費

(1) 趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

7 高度処理に要する経費

(1) 趣旨

下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

8 高資本費対策に要する経費

(1) 趣旨

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すた

めの経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる下水道事業は、前年度末時点で経営戦略を策定している次の事業とする。

(ア) 供用開始 30 年未満の下水道事業（特定公共下水道及び流域下水道を除く。）のうち前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費（資本費から、雨水処理に要する資本費及び分流式下水道等に要する資本費に処理区域内人口密度の段階等に応じ次の表に定める率を乗じて得た額を控除した額とする。）が 51 円以上かつ有収水量 1 m³当たりの使用料が 150 円以上の事業

処理区域内人口密度(人/ha)	乗率
25 未満	0.6
25 以上 50 未満	0.5
50 以上 75 未満	0.4
75 以上 100 未満	0.3
100 以上	0.2
特定環境保全公共下水道等	0.6

※ 特定環境保全公共下水道等とは、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設をいう。

(イ) 複数の下水道事業が事業統合をした下水道事業（以下「統合下水道」という。）であって、平成 30 年 4 月 2 日以降に供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が（ア）を満たす場合（この場合において、（ア）中、「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする）

イ 繰出しの基準額は、次に掲げる額の合計額とする。

(ア) ア（ア）に該当する事業については、前々年度における有収水量 1 m³当たりの算定対象資本費のうち 51 円を超える額（次の表に定める算定対象資本費の段階ごとに、それぞれの段階に応じて定める率を乗じて得た額の合算額）に、前々年度における年間有収水量を乗じて得た額とする。ただし、前々年度における有収水量 1 m³当たりの使用料が 210 円未満の場合、当該使用料を 210 円で除して得た率を乗じて得た額とする。

地方公営企業法を適用している企業		地方公営企業法を適用しない企業	
算定対象資本費 (円/m ³)	乗率	算定対象資本費 (円/m ³)	乗率
51 以上 76 未満	0.8	51 以上 76 未満	0.8
76 以上 153 未満	0.85	76 以上 306 未満	0.85
153 以上	0.95	306 以上	0.95

(イ) ア (イ) に該当する事業については、統合前の下水道事業がなお統合前の処理区域をもって存続した場合に (ア) により算定した基準額 (この場合において、(ア) 中、「前々年度」とあるのは「統合前年度」と読み替えるものとする) の合計額から統合下水道に係る (ア) により算定した基準額 (基準額が生じない場合は 0) を控除した額に、次の表の率を乗じて得た額

経過年度の区分	乗率
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して 1 年目から 5 年目までの年度	1.0
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して 6 年目の年度	0.9
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して 7 年目の年度	0.7
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して 8 年目の年度	0.5
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して 9 年目の年度	0.3
供用開始した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年目の年度	0.1

9 広域化・共同化に要する経費

(1) 趣旨

広域化・共同化に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 平成 30 年度以前に発行した下水道事業債 (広域化・共同化分) の元利償還金の 55% に相当する額とする。

イ 令和元年度以降に実施する広域化・共同化に要する資本費に次の率を乗じて得た額とする。

(ア) 合流式の公共下水道 7/10

(イ) 分流式の公共下水道

次に掲げる処理区域内人口密度に応じた率

① 25人/ha未満であるもの 8/10

② 25人/ha以上 50人/ha未満であるもの 7/10

③ 50人/ha以上 75人/ha未満であるもの 6/10

④ 75人/ha以上 100人/ha未満であるもの 5/10

⑤ 100人/ha以上であるもの 4/10

(ウ) 公共下水道以外 8/10

※ 公共下水道以外とは、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設をいう。

10 地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費及びこれに充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第5号）により整備される汚水等を集合的に処理する施設等の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰り出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和2年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰り出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1.2 個別排水処理施設整備事業に要する経費

(1) 趣旨

個別排水処理施設整備事業実施要綱（平成6年2月24日付け自治準企第7号）により整備される個別合併処理浄化槽の建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

建設改良に要する経費の30%とする。

ただし、平成9年度から令和2年度までの各年度に実施する事業にあつては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1.3 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

(1) 趣旨

平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い発行した下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

1.4 その他

(1) 趣旨

下水道普及特別対策要綱（平成8年4月1日付け自治準企第93号）により実施された事業に係る下水道事業債（普及特別対策分）並びに緊急下水道整備特定事業実施要綱（平成8年4月1日付け建設省都下公発第145号及び自治準第90号共同通知）及び農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号及び自治準企第90号共同通知）により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）並びに平成5年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成12年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 下水道事業債（普及特別対策分）の元利償還金の55%に相当する額とする。

イ 下水道事業債（臨時措置分）及び下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

第9 港湾整備事業

離島における旅客上屋の整備に要する経費

(1) 趣旨

離島における旅客上屋の整備促進を図るため、企業債元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

離島における旅客上屋の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1とする。

第10 その他

1 駐車場の整備促進に要する経費

(1) 趣旨

都市機能の確保、商店街振興等の観点から公営駐車場の整備促進を図るため、駐車場の建設費等の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

平成21年度までに建設に着手した駐車場の整備事業（「平成21年度の地方公営企業の繰出金について」（平成21年4月24日付け総財公第69号）の第11（2）アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る。）の建設費に係る企業債の利子支払額の10分の8とする。

2 公共施設等運営権方式の導入に要する経費

(1) 趣旨

民間の資金・ノウハウを導入し、公共施設の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするため、公共施設等運営権方式を導入する場合にその準備に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

国庫補助事業の対象となった公共施設等運営権方式の導入に要する経費（国庫補助金等の特定財源を除く）の2分の1とする。

3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

ア 繰出しの対象となる事業は、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益（基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰り入れられた額を除く。）の経常費用に対する不足額（以下「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるものとする。

イ 繰出しの基準額は、アの事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度における繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）とする。

4 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費

(1) 趣旨

地方公営企業職員に係る児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。

ア 3 歳に満たない児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）の 15 分の 8

イ 3 歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費（ウに掲げる経費を除く。）

ウ 児童手当法附則第 2 条に規定する給付に要する経費

5 臨時財政特例債の償還に要する経費

(1) 趣旨

臨時財政特例債の元利償還金について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

公営企業会計において発行した臨時財政特例債の元利償還金に相当する額とする。

6 経営戦略の策定等に要する経費

(1) 経営戦略の策定・改定に要する経費

ア 趣旨

経営戦略の策定・改定に要する経費の一部について繰り出すための

経費である。

イ 繰出しの基準

経営戦略（病院事業における新改革プランを除く。）の策定・改定に要する経費の2分の1とする。

(2) 経営支援の活用に要する経費

ア 趣旨

公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

イ 繰出しの基準

公営企業経営支援人材ネット事業として実施される経営支援の活用に要する経費の2分の1とする。

7 地方公営企業法の適用に要する経費（簡易水道事業及び下水道事業を除く。）

(1) 趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費に係る企業債元利償還金の2分の1とする。

第11 留意事項

再生可能エネルギー固定価格買取制度による売電事業に要する経費の取扱い

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づく電気の供給を主たる目的とする事業に要する経費は、第1から第10までに掲げる経費には含めないものとする。